



平成 30 年 2 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

平成30年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

- | | | |
|-------|---|-----|
| 第 1 号 | 平成30年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案 | 1～2 |
| 第 2 号 | 平成29年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案 | 3 |
| 第 3 号 | 長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例及び長野県地方税滞納整理機構情報公開条例の一部を改正する条例案 | 4～8 |
| 第 4 号 | 訴えの提起 | 9 |

第 1 号

平成30年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

平成30年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,359 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		199,284
	1 負担金	199,284
2 財産収入		9
	1 財産運用収入	9
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,056
	1 預金利子	20
	2 雑入	2,036
歳 入 合 計		201,359

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		290
	1 議会費	290
2 総務費		200,069
	1 総務管理費	1,050
	2 徴税費	198,393
	3 選挙費	100
	4 監査委員費	145
	5 行政不服審査会費	381
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		201,359

第 2 号

平成29年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

平成29年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,019千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193,673 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	分担金及び負担金	199,642	△ 28,759	170,883
	1 負担金	199,642	△ 28,759	170,883
3	繰越金	1,000	11,371	12,371
	1 繰越金	1,000	11,371	12,371
4	諸収入	2,041	8,369	10,410
	2 雑入	2,041	8,369	10,410
歳 入 合 計		202,692	△ 9,019	193,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	201,422	△ 9,019	192,403
	1 総務管理費	4,248	6,186	10,434
	2 徴税費	196,554	△ 15,205	181,349
歳 出 合 計		202,692	△ 9,019	193,673

第 3 号

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例及び長野県地方税滞納整理機構 情報公開条例の一部を改正する条例案

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例及び長野県地方税滞納整理機構情報公開条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成30年2月5日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例及び長野県地方税滞納整理機構情報公開条例の一部を改正する条例

(長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例（平成23年長野県滞納整理機構条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項において同じ。）で作られる記録をいう。第4条、第22条及び第46条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5項を第9項とし、第4項を第8項とし、同項の前に次の2項を加える。

6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人

情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第2条中第3項を第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができる文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第4条中「（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第22条及び第46条において「電磁的記録」という。）を含む。）」を「（「電磁的記録」を含む。）」に改める。

第8条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改め、第8条の次に次の1条を加える。

第8の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保

有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第10条第1項第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の号を加える。

(7) 要配慮個人情報を取り扱う場合には、その旨

第11条第2項中「法定代理人」を「法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「保有特定個人情報代理人」という。))」に改める。

第12条第2項中「法定代理人」を「法定代理人(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」に改める。

第13条第1項第1号中「法定代理人」を「法定代理人(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」に改め、同項第2号中「又は開示請求者以外」を「若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外」に改める。

第14条第2項中「記述等」を「記述等及び個人識別符号」に改める。

第25条第2項及び第26条第2項中「法定代理人」を「法定代理人(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」に改める。

第33条第1項第1号中「第8条第1項及び第2項」を「第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項」に改め、同条第2項及び第34条第2項中「法定代理人」を「法定代理人(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」に改める。

第44条中「第2条第4項」を「第2条第8項」に改める。

(長野県地方税滞納整理機構情報公開条例の一部改正)

第2条 長野県地方税滞納整理機構情報公開条例(平成23年長野県滞納整理機構条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中、「記述等により」を「記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる個人情報保護に係る処分、手続その他の行為について適用し、施行日前に行われた個人情報保護に係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長野県地方税滞納整理機構情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の長野県地方税滞納整理機構情報公開条例の規定は、施行日以後に行われる情報公開に係る処分、手続その他の行為について適用し、施行日前に行われた情報公開に係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

議案第4号

訴えの提起について

次のとおり、滞納者に対して行った差押債権に係る第三債務者に対し、差押えた債権の給付を求める事件（以下「取立訴訟事件」という。）に関し訴えの提起をするものとする。

1 事 件 名

取立訴訟事件

2 訴訟の相手方

整理番号	名称及び代表者名	住 所 (所 在 地)
1	有限会社●●●●	松本市●●●●
2	有限会社●●●●	北安曇郡●●●●

3 請求の趣旨

上記2に記載の者は、いずれも第三債務者として、滞納者に対して行った債権差押に係る債権の給付をしないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条の規定により差押えた債権の給付を求める訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

- (1) 訴訟において上記請求が容認されないときは、上訴するものとする。
- (2) 上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができるものとする。